

議案第69号

瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年8月30日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カード」を「は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第14号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カードを利用して民間端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して民間端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>